

お子様のために
始めませんか?

今から

お子様の未来のために

子育て応援 定期積金

夢プラス

期間

3年以上
7年以内

JAうつのみやは、お子様の成長と未来を応援しています。

取扱期間

平成
30年

3月1日(木)

平成
31年

2月28日(木)

お子様名義の定期積金をご契約いただいた方

※詳しくは裏面をご覧ください。

店頭表示金利に



年

0.15 **上乗せ**
% いたします!!

(税引後 年0.119%)

こども共済をご契約いただいている方、または新たにご契約いただいた方に

(税引後 年0.079%)

さらに 年 **0.1% 上乗せ!!**

●ご検討の際は重要事項説明書を
必ずご覧ください。

成長とともに必要な教育資金から
病気やケガから守る充実の医療保障
もセットできます。

期間中、ご契約いただいた方には粗品をプレゼント!!

サービスが違う、
満足が違う。

JACARD

▼ICキャッシュカードとクレジットカードが1枚に



JAカード《一体型》

新規会員の方

初年度
年会費
無料

(ゴールドカードは対象外)

●次年度以降年会費 本人会員 1,250円(税別) 家族会員 400円(税別) ●ゴールドカード会員 初年度より 本人会員 10,000円(税別) 家族会員無料

注1:NTTドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイルが対象となります(一部対象外のご利用料金、ご利用先があります)。

注2:北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力が対象です。ただし、クレジットカードでお支払いの方は、口座振替割引が適用されませんので、あらかじめご了承ください。なお、北海道電力、東北電力、沖縄電力は、口座振替割引を実施しておりません(平成30年4月現在)。

新たに JA カードで携帯電話
料金をお支払いいただくと…

三菱UFJニコスギフトカード



もれなく 1,000 円分プレゼント!!

* 対象期間: 平成31年3月31日まで。※既にJAカードをお持ちの方も対象です。※JAカードを退会されている方、カード利用停止や会員資格の取消事項に該当される方、および同一カードのご利用で過去本キャンペーンにてギフトカードを発送させていただいた方は対象外です。

* JAカード登録自宅住所へお届けいたします。※携帯電話料金のお支払い開始から約3~6ヶ月後にJAバンクよりお届けいたします。※一部対象外の携帯電話(通話)料金があります。※詳しくはお近くのJAにお問い合わせください。

JACARD<一体型>・JAカード年会費について

さらにいすれかに該当すれば

携帯電話料金のJAカード支払いで^{注1}

電気料金のJAカード支払いで^{注2}

年間12万円以上の
カードショッピング利用で

次年度
年会費
無料

家族会員
も

(ゴールドカードは対象外)

車やバイクのトラブルに24時間、 365日で対応する安心サポート!



車に乗る方におすすめの1枚
【ロードアシスタンスサービス付カード】



●対象車両:二輪・四輪を問わずサポートいたします。

●故障時緊急修理サービス

●宿泊・交通機関手配・修理後搬送サービス(会員費用負担)

●レッカー・現場急行サービス

●カーライフサービス

※一般カードの場合、次年度以降、年会費とは別に家族会員を含めお一人様につきロードアシスタンスサービス年会費 450円(税別)がかかります。

※ゴールドカードの場合、無料で自動付帯されます。

子育て応援定期積金商品概要

商品名 子育て応援定期積金

取扱期間 平成30年3月1日(木)~平成31年2月28日(木)

ご利用いただける方 ご契約時に15歳未満のお子様がいらっしゃる保護者(親権者)の方で、お子様ご本人名義で定期積金を積み立ていただける方。
※保護者(親権者)とお子様の住所が同一である方に限ります。

対象商品 定期積金(お子様ご本人名義の口座からの自動振替)

ご契約期間 3年以上~7年以内(一括払込は対象外)

預入金額 掛金は毎月5千円以上(お子様お1人につき1契約)
給付契約額100万円以内

適用金利

店頭表示金利+0.15%

こども共済契約者…さらに+0.10%

その他

●健康保険証、母子手帳、住民票等によりお子様の年齢を確認させていただきます。

●中途解約については、JA所定の解約利率が適用されます。

●上乗せ金利は金融情勢等により変更する場合があります。

●店頭表示金利、上乗せ金利には国税15.315%、地方税5%の税金がかかります。

●商品の詳しい内容については、店頭に商品概要説明書をご用意しております。

市外局番 028

中央支所 TEL 633-3467 南部支所 TEL 656-1020 豊郷支所 TEL 624-8011 上河内支所 TEL 674-3333 南河内支所 TEL 48-2211
宝木出張所 TEL 622-6111 城山支所 TEL 652-0711 清原支所 TEL 667-0151 河内支所 TEL 673-3135 上三川支所 TEL 55-1510
平石支所 TEL 661-4311 北部支所 TEL 665-0003 姿川支所 TEL 658-6881

市外局番 0285

■お近くの店舗をご利用ください。

※詳しくは、JAの窓口、またはJAうつのみやホームページをご確認ください

<http://www.jau.or.jp>

JAうつのみや

商品概要説明書
子育て応援定期積金『夢プラス』

(平成 30 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日適用)

商品名	・定期積金 (定額式)
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳未満のお子様がいる保護者、親権者の方。(保護者とお子様の住所が同一である方に限ります。) ※健康保険証、母子手帳、住民票等によりお子様の年齢を確認させていただきます。
期間	・3年以上7年以内
受入方法 (1) 掛込方法 (2) 掛込金額 (3) 掛込口数	<ul style="list-style-type: none"> ・お子様ご本人名義での定期積金とし、契約期間内で掛金を分割払込、一括払込は出来ません。(お子様ご本人の普通口座からの自動振替に限る) ・1回当たり 5,000 円以上 (1 円単位) ・給付契約額 100 万円以内 ・お子様一人1契約となります。
払戻方法	・約定の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当初契約時の店頭表示利回りに上乗せ利回りを併せて満期日まで適用します。 【店頭表示金利 + 0.15%】 ※定期積金名義のお子様ご本人を対象とした「こども共済」契約がある場合は、更に + 0.10% ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算。 ・平成 49 年 12 月 31 日までは、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。 ・窓口でお問い合わせ下さい。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、上乗せ金利の適用は行わず、預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息相当額とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ○初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日における普通貯金利率 ○初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 〔約定年利回り × 60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします〕
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支所または総合企画課(電話: 028-625-3381)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所(電話: 028-616-8555)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会 (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または当初契約時の約定年利回り (年 365 日の日割計算) の割合による遅延損害金をいただきます。 ・払込の先払いをした場合には、先払回数により当初契約時の約定年利回り (年 365 日の日割計算) の割合により先払割引金を支払います。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A うつのみや